

第6章

地域別

まちづくり方針

6-1 基本的な考え方及び地域の区分

6-2 地域別まちづくり方針

6-2-1 四谷地域まちづくり方針

6-2-2 笹筥地域まちづくり方針

6-2-3 榎地域まちづくり方針

6-2-4 若松地域まちづくり方針

6-2-5 大久保地域まちづくり方針

6-2-6 戸塚地域まちづくり方針

6-2-7 落合第一地域まちづくり方針

6-2-8 落合第二地域まちづくり方針

6-2-9 柏木地域まちづくり方針

6-2-10 新宿駅周辺地域まちづくり方針

第6章 地域別まちづくり方針

6-1 基本的な考え方及び地域の区分

1 基本的な考え方

地域別まちづくり方針は、部門別の7つのまちづくり方針（第5章）を踏まえて、各地域の総合的なまちづくり方針を定めるものです。

部門別のまちづくり方針が、新宿区全体のまちづくりに重点が置かれているのに対し、地域別まちづくり方針は、地域の課題に応じたまちづくり方針を中心に、地域のより詳細なまちづくりの方針を示すものです。

また、地域別まちづくり方針は、区全域に係る部門別のまちづくり方針についても、地域の特性等を踏まえて、再度記載しているものがあります。

地域別まちづくり方針は、住民が身近に感じることができる日常の生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本とし、区全体を10の地域に区分しています。

2 地域の区分

